

○博士研究員の待遇等に関する規程

2004年3月12日

理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、博士研究員の待遇等について定める。

(給与)

第2条 博士研究員の給与は別に定める「博士研究員給与等支給基準」に基づき月額とし、毎月1日から末日までの分を原則としてその月の25日に支給する。

ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その日にもっとも近い休日又は土曜日でない日に繰り上げ支給する。

- 2 給与のほか、確定拠出年金規程に定めるライフデザイン手当を支給する。
- 3 この規程の適用を受ける者が適用されるその他全ての制度において、給与を算定基礎として使用する場合、算定基礎にライフデザイン手当27,500円を加えるものとする。
- 4 月の途中で採用又は退職した場合の当月分の給与は、発令の日を基準として日割り計算で支給する。
- 5 解雇又は死亡の場合は、原則として当月分の給与の全額を支給する。

(休日・休暇)

第3条 博士研究員の休日及び休暇は次のとおりとする。

1 休日

イ 日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び国・地方公共団体から公示された臨時休日

ハ 創立記念日（9月28日）

ニ 降誕祭（12月25日）

ホ 年末年始の休日（12月26日から翌年1月5日まで）

2 盛夏休暇 8月13日から8月21日まで

(住宅)

第4条 住宅は別に定める「博士研究員住宅補助規程」により取り扱うものとする。

(妊娠及び出産)

第5条 博士研究員の妊娠及び出産には「妊娠中及び出産後の健康管理に関する取扱要領」を適用する。

(出産手当金)

第6条 博士研究員の出産手当金は、「給与規程」第27条により支給する。

(育児)

第7条 博士研究員の育児には「就業規則 第17条」及び「育児休業等に関する取扱要領」を適用する。

(介護)

第8条 博士研究員の介護には「介護休業等に関する取扱要領」を適用する。

(労災・雇用保険・社会保険)

第9条 博士研究員が業務上災害を蒙った場合は、労働者災害補償保険法の適用を受けるものとする。

2 雇用保険に加入するものとし、その費用は学院及び博士研究員が所定の比率で負担する。

3 日本私立学校振興・共済事業団に加入するものとし、その費用は学院及び博士研究員が所定の比率で負担する。

(交通費補助金)

第10条 交通費補助金は、専任教職員に準じて支給する。

2 前項にかかわらず、交通費補助金の支給基準は180,000円（6カ月基準）までは全額支給とする。

(主管部課)

第11条 この規程に関する事務は、人事部人事課で行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常務委員会で決定する。

附 則

1 この規程は2004年（平成16年）4月1日から施行する。

2 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する。

3 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。

4 この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。

5 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

6 この規程は、2018年（平成30年）1月1日から改正施行する。